

家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 楠元 直子

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

家庭的保育事業 楠元直子（以下当事業所という。）は、地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所を利用する生後57日目から3歳未満子どもの（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な地域型保育を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 当事業所は、良質な水準かつ適切な内容の地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- ② 当事業所は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、地域型保育を提供するよう努める。
- ③ 当事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、行政機関、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ④ 当事業所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

2 提供する保育の内容

当事業所は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、地域型保育を提供する。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 3 名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供を行う日	下記の「提供を行わない日」を除く日
提供を行う時間	・ 保育標準時間認定に係る保育時間 7時30分 から 17時50分まで
	・ 保育短時間認定に係る保育時間（8時間） 9時00分 から 17時00分まで
提供を行わない日	・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類(名称)	理由(徴収の目的)	金額
文房具等	連絡用ノート	1冊200円
行事参加費用	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時実費徴収
スポーツ共済	事業所が加入する損害補償保険の保護者負担分	年額250円
帽子	外出時着用	2,100円

6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

区分等	3号認定子ども	
	0歳児	1・2歳児
利用定員	1名	4名
	合計 5名	
事業所内保育事業におけるその他の乳幼児の定員	名	名
	合計 名	

7 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (1) 当事業所は、市が行った利用調整により当事業所の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- (2) 地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- (3) 当事業所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、地域型保育の提供を終了するものとする。
 - ①子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - ②利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - ③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

8 緊急時等における対応方法

当事業所の職員においては、地域型保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

9 非常災害対策

当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、必要な設備を設けるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研

修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(1) (防犯及び事故防止)

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(2) (苦情解決)

当事業所は、その提供した保育に関する利用子どもの保護者その他の当該利用子どもの家族をはじめ地域住民からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) (記録の整備)

当事業所は、利用乳幼児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ・ 保育の提供に当たっての計画
- ・ 提供した保育に係る必要な事項の提供の記録
- ・ 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月7日 条例第54号）第51条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

付則

この規程は令和4年12月1日から施行する。（職員数の変更）

付則

この規程は令和5年4月1日から施行する。（保護者からの受領費用額変更）

付則

この規程は令和6年4月1日から施行する。（職員数の変更）

付則

この規程は令和7年4月1日から施行する。（職員数の変更）

付則

この規程は令和8年4月1日から施行する。（職員数の変更）